



JAMCA ニュース

No.120

2024年1月1日

発行
協会事務局

編集事務局

全国自動車大学校・整備専門学校協会
〒160-0015 東京都新宿区大京町 31
ヴィップ新宿御苑 ☎ 03-3356-7066
〒125-0002 東京都葛飾区西亀有 3-28-3
☎ 03-3601-2535 FAX 03-3601-2988
ホームページアドレス <https://www.jamca.jp/>

コンプライアンス～法令遵守～教育カリキュラム



専門学校 トヨタ東京自動車大学校 理事・校長
全国自動車大学校・整備専門学校協会 理事 上田 博之

2024年(令和6年) 新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、関係省庁はじめ関係団体・企業の皆様には一方ならぬご高配いただき感謝申し上げます。

さて今回は、JAMCA 60周年式典にて提言した、コンプライアンス教育カリキュラムについてお伝えしたいと思います。

あれから1年、昨年9月の経営研究会では、JAMCA は年間100時間のコンプライアンスに重点を置いた教育カリキュラムを実施すると宣言しました。

「国民の生命と安全を守る」JAMCAの推奨する自動車整備士の姿です。

コンプライアンス検討委員会で検討した結果、二級課程での2年間では、自動車整備士としての社会的使命、心構えから始め、コンプライアンスは何も道路運送車両法だけではありません。

自動車を運転する際の道路交通法、また丁度、未成年から成人になる学生たちには、犯罪をしない巻き込まれない為の刑法、今後、社会人として独り立ちする為には、ハラスメントに関する知識も必要です。

更に、一級課程3年生、4年生の2年間は、既に二級整備士資格を持ち今後、検査員を目指すことを前提に、毎年各都道府県で実施されている検査員研修等の内容を取り入れた最新の法令知識を主体としたカリキュラムといたします。

これらを、2年間で50時間、4年間で100時間のカリキュラム(案)として以下の様に、まとめました。

<1年次>

- ・自動車整備士としての社会的使命について
- ・道路運送車両法とは
- ・交通安全、交通違反(飲酒、スピード、事故)
- ・刑法(薬物、盗難、闇バイト)
- ・ハラスメント

<2年次>

- ・自動車の点検基準、機器の取り扱い
- ・整備主任者の役割
- ・法令(道路運送車両法、保安基準)

<3年次>

- ・整備主任者/検査員としての知識、技能
- ・最近改正された法令および通達について
- ・法令、通達に関する基本知識、整備士として実務上必要な知識(道路運送車両法、自賠法、高圧ガス、自動車検査用機械器具の取扱い、自動車点検基準及び保安基準)等

<4年次>

- ・指定整備事業のコンプライアンス指定整備事業に係る事項 指定整備取扱要領 最近の法改正・プレスリリース

- ・社会人としての心得
守秘義務(機密管理、個人情報保護)
ハラスメント等

<総評>

コンプライアンス教育は自動車整備業界に限らず、モビリティ社会全体に関与する全ての人々にとって、法的リスクの軽減、倫理的行動の促進、透明性の向上など多くの利点をもたらします。

社会倫理を守り、コンプライアンスに従うことは、お客様に対する信頼を築く上で必要不可欠な要素です。

今後もJAMCAは、自動車整備士を育成する大学校・専門学校として、取り組むべき課題を明確に把握し、変化に臆すること無くカリキュラム改革に挑戦してまいります。

また、令和7年度より実施される新資格制度はもとより、学生に最新の情報と技術を提供することで将来のモビリティ社会の信頼性向上に務めてまいります。

CONTENTS

2面	最近、街でみかける「電動キックボード」って何?
3面	クルマ大好き!、活躍!! 卒業生
4面・5面	自動車整備士制度・養成施設の指定基準が大幅な変更!
6面・7面	協会トピックス・アイドルタイム・地区通信
8面	私の教材活用・編集後記